

令和8年（2026年）度事業評価シート

令和 8 年 5 月 7 日

評価対象事業	総務	-	1	情報公開・個人情報保護事業	☐ 法定受託事務
所管課	総務部 総務課			評価者	総務課担当課長 伊藤 元敦
一般	会計	款	10	項	5
目	10				
総合計画上の位置付け	分野名	市民自治		施策の方針名	市民自治

1 事業の目的

対象	市民等	意図	地方自治の本旨に即した市政を運営する上において、市民に対し知る権利を保障し、かつ、説明責任を果たすため、市の保有する情報の一層の公開を図るとともに、個人情報を適正に取り扱うことにより、個人の権利利益の侵害の防止を図るため。
効果	基本的人権の擁護を図るとともに、市政の透明性を向上させ、市民参加の下における公正で民主的な市政を推進する。		

2 事業工程と運営資源配分

☒ 単年度事業
 ☐ 終期のある事業 （事業終了予定年度： 年度）
 ☒ 単年度繰返

	令和7年度	令和8年度	令和9年度（未定）
事業工程	情報公開請求等受付、審査会・審議会運営、研修の実施	情報公開請求等受付、審査会・審議会運営、研修の実施	情報公開請求等受付、審査会・審議会運営、研修の実施
予算額（千円）	1,964	3,299	
国県支出金			
地方債			
その他	1,000	1,000	
一般財源	964	2,299	0
当初人員配置数	6.2	6.2	0.0
人件費（千円）	24,305	25,361	0
事業実績	情報公開請求等受付、審査会・審議会運営、研修の実施		
決算額（千円）	1,664		
国県支出金			
地方債			
その他	938		
一般財源	726	0	0
人員配置実績数	6.2	0.0	0.0
人件費（千円）	23,747	0	0

3 活動結果（アウトプット）指標

No	活動結果（アウトプット）指標		単位	初期値	目標値 目指す方向	R7	R8	R9
						（上段実績、下段経費（千円））		
活1	指標名	情報公開・個人情報保護審査会開催	回	10	7	12		
	実績につながる活動	行政不服審査法による審査請求の諮問について、答申をした				1,306		
活2	指標名	個人情報保護制度研修等の開催	件	10	7	11		
	実績につながる活動	個人情報保護制度研修の開催、個人情報の取扱いに関する監査の実施及び審議会への報告				311		

活動結果指標の実績に影響を与えた外部要因	・実績に影響する外部要因はなかった。
本事業実施に伴う活動結果指標の達成状況に対する評価	・情報公開・個人情報保護審査会開催については月1回の開催を目標としていたため達成している。 ・個人情報保護制度研修等の開催については、研修及び監査は目標に達成している。情報公開・個人情報運営審議会 は3～4回の開催を見込んでいたが、3回の開催となり概ね達成した。

4 成果（活動による直接アウトカム）指標

No	成果（アウトカム）指標の内容	単位	初期値	目標値 目指す方向	R7	R8	R9	関連する活動結果指標No （最大3つ）
成1	行政不服審査法に基づく審査請求における諮問件数 （情報公開等に係る請求）	件	11	5	8			1 2
成2	個人情報漏洩件数	件	11	5	7			1 2

成果指標の実績に影響を与えた外部要因	行政不服審査法に基づく審査請求における諮問件数について：審査請求は、請求者の権利であることから件数の増減の見通しが立てにくいものである。
本事業実施に伴う成果指標の達成状況に対する評価	行政不服審査法に基づく審査請求における諮問件数について：諮問件数の増減は見通しが立てられないが、すでに諮問されたものに対して、令和7年度は11件答申でき、前年同様の件数で対応ができた。 個人情報漏洩件数について：令和6年度と比較し、漏洩件数減らすことができた。
活動結果指標と成果指標結果の比較分析（寄与度）	審査会や研修等の昨年度より回数を実施したことにより、前年度と概ね同程度に達成することができた。

5 評価結果

評価	妥当性	事業に対するニーズ	■ 増えている	□ 変わらない	□ 減少している
		事業実施の主体となるべき者	■ 市	□ 国・県	□ 民間事業者 □ なし
	有効性	事業の成果	□ 十分に出ている	■ 概ね出ている	□ 出ていない
	効率性	事業費削減余地	□ ある	■ なし	
		関連・類似事業との統合	□ できる	■ できない	
方向性	公平性	受益者負担	□ 導入済	□ 導入予定	■ 導入できない
		評価実施年度の方向性	⇒ 評価実施翌年度以降の方向性		
	事業内容の方向性	□ 事業内容は現状通り ■ 事業内容は見直し済 □ 事業を休止又は廃止済 □ 他事業と統合済	⇒	□ ① 事業内容は現状通りとする ■ ② 事業内容は見直す → ■ 拡大 □ 縮小 □ その他 □ ③ 事業は休止又は廃止する □ ④ 他事業と統合し、本事業は廃止する → 事業へ統合	
	予算規模の方向性	□ 予算規模は現状維持 ■ 予算規模は拡大済 □ 予算規模を縮小済	⇒	□ ⑤ 予算規模は現状維持とする ■ ⑥ 予算規模は拡大する □ ⑦ 予算規模は縮小する	

今後の取組方針（見直し方針）	課題への対応		結果	具体的な内容	
	前年度の新たな課題への対応結果		未解決	令和7年度3月に個人情報保護委員会から研修について指摘があった。 令和8年度以降に検討を行うため未解決とした。	
	活動結果指標や成果指標の達成状況に影響を与える新たな課題		新たな課題あり	現在、諮問に至る前の審査請求の状況から令和8年度に諮問される件数が令和7年度と比較し増加が予想されている。 また、個人情報保護委員会から個人情報保護研修について、研修の出席管理等に指摘があった。	
	新たな課題に対応するための新規事業の必要性		新規事業の必要性はない	運営資源配分（人員人数）により、既存の事務の内容で検討を行う。	
	総評	行政不服審査法に基づく審査請求における諮問件数は、現在、諮問に至る前の審査請求の状況から令和8年度以降増加が予想されている。すでに諮問されたものについても、答申に向けて対応が必要であり、情報公開・個人情報保護審査会の委員の増員を図り2部制とした。しかしながら2部制を運営していくためには、事務局側の運営資源配分（人員配置）の増員も必要となってくる。 個人情報漏洩件数については、個人情報保護委員会からの指摘のあった研修後のフォローアップ体制の拡充を行うことで、件数の減少を目指していきたい			上位施策への寄与度
					A

○ 他市比較・ベンチマーク（県内外自治体や民間団体との比較値）

比較事項	令和6年度に諮問された件数								
団体名	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市	平塚市	小田原市	横須賀市	葉山町	逗子市	三浦市
他市実績	11		2		6	0			

当該事業実施に伴う他市比較に関する考え方	令和6年度に諮問された件数を比較したところ、鎌倉市は行政不服審査法に基づく審査請求における諮問件数は非常に多い。
----------------------	--